

「名」と「法」の接點

曹 峰

前 言

中國古代の法思想に関する研究の中で、「道」と「法」の関係はこれまでかなり多く論及されてきたが、「名」と「法」の関係はいまだ重視されていない。ここで言う「名」と「法」の関係は、戦國中晚期に極めて盛んになった名思想¹と法思想の間における兩者の相互的影響を指すばかりでなく、『黃帝四經』や『尹文子』等の文獻に極めて多く見える「名」・「法」連用現象の中で、「名」と「法」それぞれの地位と役割分擔をも指している。上記の二項については、筆者の博士學位論文『中國古代における「名」の政治思想史』(東京大學、2004年4月)下編第三・第四・第五章で具體的な文獻を挙げながら深く検討している。²ここでは、戦國中晚期から漢代初期において「名」・「法」が並列され、對應されるという非常に普遍的な現象を取り上げ、なぜ歴史上、ある特定の時期において、「法」と同じ地位にまで「名」が重視されるようになったのかを探りたい。「道」と「法」との結びつきと同様、「名」と「法」との結びつきも中國古代法思想の特徴の一つであり、從って、この研究も實に中國古代法思想研究の重要な一環であろうと考える。

一 戰國秦漢時期における「名」・「法」連用の普遍的現象

戦國中晚期から漢代初期にかけて、「名」と「法」がしばしば同等な位置に置かれ、「名」と「法」が並列され、對應されるという現象は非常に興味深い。しかもこのような現象は戦國中晚期から漢代初期までという特定の時期にしか見られず、戦國中期以前、また漢代初期以後でもあまり見られない。まず、次の文を見てみたい。

天下之治方術者多矣。皆以其有爲不可加矣。古之所謂道術者、果惡乎在。曰、無乎不在。曰、神何由降、明何由出。聖有所生、王有所成。皆原於一。不離於宗、謂之天人。不離於精、謂之神人。不離於眞、謂之至人。以天爲宗、以德爲本、以道爲門、兆於變化、謂之聖人。以仁爲恩、以義爲理、以禮爲行、以樂爲和、薰然慈仁、謂之君子。以法爲分、以名爲表、以操爲驗、以稽爲決、其數一二三四、是也。百官以此相齒。以事爲常、以衣食爲主、蕃息畜藏、老弱孤寡爲意、皆有以養、民之理也。（『莊子』天下篇）

天下の方術を治むる者は多し。皆な其の有を以て加う可からずと爲す。古の所謂ゆる道術なる者は、果たして悪くにか在る。曰わく、「在らざること無し」と。曰わく、「神は何に由りて降り、明は何に由りて出ずる」と。聖に生まるる所有り、王に成る所有り。皆な一に原づく。宗を離れざる、之れを天人と謂う。精を離れざる、之れを神人と謂う。眞を離れざる、之れを至人と謂う。天を以て宗と爲し、徳を以て本と爲し、道を以て門と爲し、變化に兆する、之れを聖人と謂う。仁を以て恩と爲し、義を以て理と爲し、禮を以て行いと爲し、樂を以て和と爲して、薰然として慈仁なる、之れを君子と謂う。法を以て分と爲し、名を以て表と爲し。操を以て驗と爲し、稽を以て決と爲して、其の數は一二三四、是なり。百官は此れを以て相い歙す。事を以て常と爲し、衣食を以て主と爲し、蕃息畜藏、老弱孤寡を意と爲して、皆な以て養う有るは、民の理なり。

これを見ると、『莊子』天下篇では「道」³を至上且つ最も完璧な原理とし、仁・義・禮・樂及び法・名・操・稽は「道」の下位に置かれ、ある方面的原理とし、そのうち仁・義・禮・樂を一組とし、法・名・操・稽が一組とされている。法・名・操・稽を竝列している理由は、恐らく各自の役割はそれぞれであるが、四者とも統治の術であるため、政治的意義が非常に近いからであろう。

聖人之治也、靜身以待之、物至而名自治之。正名自治、奇名自廢。⁴名正法備、則聖人無事。（『管子』白心篇）

聖人の治は、身を静かにして以て之れを待ち、物至りて名自ら之れを治む。正名にすれば自ら治まり、奇名にすれば自ら廢る。名正しく法備はれば、則ち聖人は事無なし。

『管子』白心篇はいわゆる『管子』四篇の中の一つである。⁵『管子』四篇の作者から見ると、世の中では、萬物は必ず相應した「名」を有し、またある種の具體的な「名」が必ずある種の具體的な「物」を規定している。聖人

(統治者)にとって最も重要なのは道を把握することであり、聖人がもし道を把握できれば、「道」が萬物を生成するという原理に基づき、彼だけがある種の具體的な「名」に束縛されることなく、逆に「名」を統括的にコントロールし、特に「正名」に自發的に「物」を「治」させる役割を擔わせることができるであろう。『管子』四篇では、「道」と「名」の関係が現實の政治の中で最も重要な関係と見なされ、「法」についての論述はここではそれほど重點とは言えない。「名正法備」という言い方から「名」と「法」は同等の地位にあり、政治秩序の樹立、そして標準・規範の形成に對して同様の役割を果たしているという意味が讀みとれる。

夫法者、所以興功懼暴也。律者、所以定分止爭也。令者、所以令人知事也。法律政令者、吏民規矩繩墨也。……法臣、法斷名決、無誹譽。故君法則主位安、臣法則貨賂止、而民無姦、嗚呼美哉。名斷言澤。（『管子』七臣七主篇）

夫れ法は、功を興し暴を懼れしむ所以なり。律は、分を定め爭を止むる所以なり。令は、人をして事を知らしむる所以なり。法律政令は、吏民の規矩繩墨なり。……法臣は法もて斷じ名もて決し、誹譽無し。故に君法あれば則ち主の位安く、臣法あれば則ち貨賂止み、民に姦無し、嗚呼美なるかな。名断じて言殫く。⁶

『管子』七臣七主篇は法家的傾向が強い。上述の例文は、主に「法律政令者、吏民規矩繩墨也」を鼓吹している。「法斷名決」は「法」と「名」が政治において二つの重要な道具であることを明示した。この「名」は「法」の代名詞と見なしてもよいであろう。つまり「名」は規範的かつ確定した言葉で表わされた「法」を指している。⁷

『商君書』定分篇にも類似の表現が見え、そこでの「名」も法律用語として考えてよい。

故聖人爲法、必使之明白易知、名正、愚知徧能知之。

故に聖人は法を爲し、必ず之れを明白にして知り易からしめ、名正しくして、愚知も徧く能く之れを知る。

下記の用例は同じ『商君書』定分篇にあり、また同じく「法」と「名」が運用されているが、こここの「名」は明らかに「名分」のことを意味している。定分篇から「名分」の不確定によって政治に與えた悪影響は「法令」が不明瞭によって政治に與えた悪影響と同様だという主張を伺える。

一兔走、百人逐之。非以免〔可分以爲百也、由名分之未定〕也。⁸夫賣者滿市、而盜不敢取、由名分已定也。故名分未定、堯舜禹湯且皆如驚焉而逐之。名分已定、貧盜不取。今法令不明、其名不定、天下之人得議之、其議人異而無定。

一兔走りて、百人之れを逐う。兔を以て分かちて以て百と爲すべきにあらず、名分の未だ定まらざるに由るなり。それ賣る者市に満ち、しかも盜敢えて取らざるは、名分已に定まるに由るなり。故に名分未だ定まらざれば、堯舜禹湯、且つ皆み驚するが如くにして之れを逐う。名分已に定まれば、貧盜も取らず。いま法令明らかならず、其の名定まらざれば、天下の人之れを議するを得、其の議は人ごとに異なりて定まることなし。

次は『馬王堆漢墓帛書老子甲本卷後古逸書』九主篇について見てみよう。

后曰、天企（法）何也。伊尹對曰、天企（法）无（無）□、復（覆）生萬物、生物不物、莫不以名、不可爲二名。此天企（法）也。

后曰わく、天法とは何ぞや。伊尹對えて曰わく、天の法とは□無く、萬物を覆生し、物を生ずるも物ならず、名を以いざる莫きも、二名を爲すべからず。此れ天企（法）なり、と。⁹

九主篇は道家思想の傾向が非常に強い作品である。「天法」とは一體何であるのかという問題に對し、伊尹は「后」即ち君主に以下のように答えた。つまり「天法」とは「名」を以て物を規制するということである。しかしこの「名」は必ず排他的なものである。排他的なものとしての「名」は疑いなく「法」であると見ることができるのであろう。また、こここの「名」と「法」はもう並列關係ではなく、むしろ重複關係と言っても過言ではないであろう。

下記の用例はいざれもいわゆる『黃帝四經』からのものであり、『黃帝四經』では「名」と「法」が運用され、「名」と「法」を並列して擧げる現象が非常に多い。時には「名」の意味合いが「形名」を用いて表わされている。

天下有事、必審元（其）名。名□□。循名廢理之所之、是必爲福、非必爲災。是非有分、以法斷之。虛靜謹聽、以法爲符。（『經法』名理篇）

天下に事有れば、必ず元（其）の名を審らかにす。名□□。循名廢理の之く所、是なれば必ず福を爲し、非なれば必ず災を爲す。是非に分有り、法を以て之れを断ず。虚靜にして謹みて聽き、法を以て符と爲す。

是故天下有事、无（無）不自爲刑（形）名聲號矣。刑（形）名已立、聲號已建、則无（無）所逃迹匿正矣。（『經法』道法篇）

是の故に天下に事有れば、自ら刑（形）名聲號を爲さざる无（無）し。刑（形）名已に立ち、聲號已に建てば、則ち迹を逃れ正を匿す所无（無）し。

居則有法、動作循名、元（其）事若易成。若夫人事則无（無）常、過極失當、變故易常。德則无（無）有、昔（措）刑不當。居則无（無）法、動作爽名。是以僇（戮）受元（其）刑。

（『十六經』姓爭篇）

居れば則り法有り、動作名に循えば、元（其）の事若ち成し易し。夫の人事の若きは則ち常无（無）く、極を過ぎ當を失い、故を變え常を易う。徳は則ち有る无（無）く、刑を昔（措）きては當ならず。居れば則ち法无（無）く、動作名に爽う。是を以て僇（戮）せられ元（其）の刑を受く。

黃帝問力黒、……請問、天下有成法可以正民者。力黒曰、然。昔天地既成、正若有名、合若有刑（形）、□以守一名。……吾聞天下成法、故曰不多、一言而止、循名復一、民无（無）亂紀。（『十六經』成法篇）

黄帝力黒に問う、……請い問う、天下に成法の以て民を正すべき者有るか、と。力黒曰わく、然り。昔天地既に成り、正しければ若ち名有り、合すれば若ち刑（形）有り、□以て一名を守る。……吾れ聞く天下の成法、故に曰わく多からず、一言のみ、名に循い一に復せば、民紀を亂す无（無）し、と。

筆者の博士學位論文『中國古代における「名」の政治思想史』（前掲）下編第四章では『黃帝四經』に見える「名」と「法」の關係を専門に検討する節を設けている。そこから以下のような二つの情況が伺えると思う。其の一、九主篇と同様、作者は「名」を、特に「正名」を政治上において最高で根本的な法則と見ている。『十六經』成法篇「吾聞天下成法、故曰不多、一言而止、循名復一、民无亂紀」がこの考え方を代表している。其の二、「名」も「法」も規則・規範と關連づけられるが、しかし『黃帝四經』の場合、「名」は前、「法」は後にあり、名は「道」から「法」までの媒介であり、名を確立する

ことは法を生成する不可欠な前提である。「名」は是非の判断を行い、「法」は確立された是非の上に生まれるものである。兩者の特徴から言うと、「名」は制度に類似し、「法」は措置に類似している。また、兩者の役割から言うと、「名」は規範の設定と関係付けられるが、「法」は規範の施行と関係付けられる。『經法』名理篇「循名廢理之所之、是必爲福、非必爲災。是非有分、以法斷之。虛靜謹聽、以法爲符」がこの考え方を代表している。つまり、名に従い、理を究明すると、是になるものには必ず福が與えられ、非になるものには必ず禍が與えられる。是非の判断がはつきりすれば、法を用いて處斷する。君主は心靜かに謹んで耳を傾け、法に依據して出来事に對應する。¹⁰

次は「論六家要旨」について見てみよう。

法家嚴而少恩。然其正君臣上下之分、不可改矣。名家使人儉而善失真。然其正名實、不可不察也。（『史記』太史公自序）

法家は嚴にして恩少なし。然れども其の君臣上下の分を正すは、改むべからず。名家は人をして儉にして善く眞を失わしむ。然れども其の名實を正すは、察せざるべからざるなり。

法家不別親疏、不殊貴賤、一斷於法、則親親尊尊之恩絕矣。可以行一時之計、而不可長用也。故曰、嚴而少恩。若尊主卑臣、明分職不得相踰越、雖百家弗能改也。名家苛察繖繞、使人不得反其意、專決於名而失人情。故曰、使人儉而善失真。若夫控名責實、參伍不失、此不可不察也。（『史記』太史公自序）

法家は親疏を別たず、貴賤を殊にせず、一に法に斷ず、則ち親を親しみ尊ぶの恩絶つ。以て一時の計を行う可けれども、長く用う可からざるなり。故に曰く、嚴にして恩少なし、と。主を尊び臣を卑しみ、分職を明らかにして、相踰越するを得ざらしむるが若きは、百家と雖も改むる能わざるなり。名家は苛察繖繞にして、人をして其の意に反るを得ざらしめ、専ら名に決して人情を失う。故に曰く、名家は人をして儉にして善く眞を失わしむ。と。夫れ名を控し實を責むる若きは、參伍失わず、此れ察せざるべからざるなり。

上記の文は司馬遷の父親である司馬談が作った「論六家要旨」からの引用である。天下篇と同様に、司馬談も「道」を最善なものとする考え方を持っている。ほかの五家に對して、彼は一列に置くのではなく、それぞれを區別しながら認識している。例えば、彼は「儒」と「墨」を一組に置き、「名」と

「法」を同じ所に持ってきた。道家は「採儒・墨之善、撮名・法之要」というように述べている。上述した名家と法家の定義から見ると、兩者は實に類似しており、ともに統治術の一種とされ、ただ重點において多少異なるだけである。津田左右吉はこの兩家が實は一家であると言い切る。「對照すると、法家と名家と殆ど同じもののやうに見えるが、名家と法家と名稱の區別せられているのを見ると、これは甚だ怪しむべきことであるので、司馬談の名家の解釋は恐らくは當を失しているのであろう。」¹¹津田氏は司馬談が名家に與えた定義が不當だと指摘しているが、それは現代の學者が典型的名家¹²に關するイメージを以てむりやりに古人に求めているということであろう。筆者の博士學位論文『中國古代における「名」の政治思想史』(前掲) 上編第三章「二種の名家」で考察したように、「論六家要旨」では二種類の名家の影が見て取れる。一つは司馬談が評價し推賞した、名思想を政治に運用する政治思想であるが、もう一つは司馬談に否定され批判された、概念・名辭の分析にこだわり、政治に害がある思想である。前者がその役目や機能において實際上法家と重複する所があることは確かである。

次は『尹文子』について見てみよう。

名有三科、法有四呈。一曰命物之名、方圓白黑是也。二曰毀譽之名、善惡貴賤是也。三曰況謂之名、賢愚愛憎是也。一曰不變之法、君臣上下是也。二曰齊俗之法、能鄙同異是也。三曰治衆之法、慶賞刑罰是也。四曰平準之法、律度權量是也。 (大道上篇)

名に三科有り、法に四呈有り。一に曰く命物の名、方圓白黒是れなり。二に曰く毀譽の名、善惡貴賤是れなり。三に曰く況謂の名、賢愚愛憎是れなり。一に曰く不變の法、君臣上下是れなり。二に曰く齊俗の法、能鄙同異是れなり。三に曰く治衆の法、慶賞刑罰是れなり。四に曰く平準の法、律度權量是れなり。

慶賞刑罰、君事也。守職效能、臣業也。君科功黜陟、故有慶賞刑罰。臣各慎所務、故有守職效能。君不可與臣業、臣不可侵君事、上下不相侵與、謂之名正、名正而法順也。 (大道上篇)

慶賞刑罰は、君事なり。守職效能は、臣業なり。君は功を科して黜陟す、故に慶賞刑罰有り。臣は各々務むる所を慎む、故に守職效能有り。君は臣業に與るべからず、臣は君事を侵すべからず。上下相い侵與せず、之れを名正と謂い、名正しくして法順なり。

君子非樂有言、有益于治、不得不言。君子非樂有爲、有益于事、不得不爲。故所言者、不出于名法權術、所爲者、不出于農稼軍陣、周務而已。 (大道上篇)

君子は言有るを楽しむに非ず、治に益有れば、言わざるを得ず。君子は爲す有るを楽しむに非ず、事に益有れば、爲さざるを得ず。故に言う所の者、名法權術より出でず、爲す所の者、農稼軍陣より出でず、務めを周るのみ。

老子曰、以政治國、以奇用兵、以無事取天下。政者、名治是也、以名法治國、萬物所不能亂。奇者、權術是也、以權術用兵、萬物所不能敵。凡能用名法權術、而矯抑殘暴之情、則己無事焉。己無事、則得天下矣。（大道下篇）

老子曰わく、政を以て國を治め、奇を以て兵を用い、無事を以て天下を取る、と。政なる者は、名治是れなり、名法を以て國を治むるは、萬物の亂す能わざる所なり。奇なる者は、權術是れなり、權術を以て兵を用いるは、萬物の敵する能わざる所なり。凡そ能く名法權術を用いて、殘暴の情を矯抑すれば、則ち己れ無事なり。己れ無事なれば、則ち天下を得。

仁義禮樂名法刑賞、凡此八者、五帝三王治世之術也。……名以正之、法以齊之、……名者、所以正尊卑、亦所以生矜篡。法者、所以齊衆異、亦所以乖名分。（大道下篇）

仁義禮樂名法刑賞、凡そ此の八者は、五帝三王の治世の術なり。……名もて之れを正し、法もて之れを齊え、……名なる者は、尊卑を正す所以にして、亦た矜篡を生ずる所以なり。法なる者は、衆異を齊うる所以にして、亦た名分を乖する所以なり。

「名」と「法」を並列して挙げるのが最も多いのは『尹文子』ではないだろうか。『尹文子』は偽作であるかどうか、またそれが何時作成されたものかについて、筆者がすでに詳しく考證している。¹³今本『尹文子』にたとえ後人に添削され、改造された痕跡があるとしても、後人が添削し改造した際に根據となった材料は依然参考價値のあるものではないだろうか。しかし、後人に加工されたため、『尹文子』に見える「名」と「法」の關係に関する論述には駁雜な特徴もある。例えば『尹文子』では「名」と「法」ともに統治の道具と見ているが、二つ道具の具體的内容及び範圍について、『尹文子』では二種類の説がある。一つは「名有三科、法有四呈」のように、兩者をともに政治が必ず依據する規範とし、『尹文子』はこの二種類の規範に對し徹底的な分類を行っている。またもう一つの説はその機能から着眼したもので、つまり「名」と「法」ともに規則と關係づけられるが、その役目は異なるものであり、それは縦と横を用いて表すことができる。縦は名であり、名を用いて社會の上下、貴賤、尊卑等の等級秩序を確定する。横は法であり、法に

よって世の中の上下、貴賤、尊卑など異なる階層が守っていく共同の秩序を定める。そのため機能と役割から見ると、兩者は互いに助け合って成立するものである。『尹文子』も「名」を前に置き、「法」を後にするという意識がある。例えば「君不可與臣業、臣不可侵君事、上下不相侵與、謂之名正、名正而法順也」（大道上篇）と言うように、「法」が的確に實行されたかどうかは、「名」が確定されたかどうかに關係する。¹⁴

上記のすべての用例をまとめて分析してみると、「名」と「法」を連用するには三つの傾向があると言える。第一には、言葉と相關する「正名」にしろ、身分制度と相關する「正名」にしろ、概念・名辭の分析に用いられた「正名」であっても、政治場面に用いられた「正名」であっても、すべての「正名」には極めて高い確定性があり、一旦確定されたら容易に變更できない性質を有している。「名」は「物」（或いは「實」）を規制する役割があることから、「名」は是非を判断する基準として、それ自身が最高で不可侵の規則となってしまう。『荀子』正名篇では「名」と「法」を並列して挙げてはいなかつたものの、「正名」を「符節度量」、「法」・「數」、そして「是非」と連結して、名を「名約」・「名守」と稱しているのは明らかである。「正名」が確立されると、「上以明貴賤、下以辨同異」（上は以て貴賤を明かにし、下は以て同異を辨ず）という政治的役割を果たすことができるのであり、従つて、「法」を樹立する過程を「正名」を樹立する過程と同一視してもよい。前述した例文のように、馬王堆帛書九主篇、『黃帝四經』にある『十六經』の成法篇も、この點について明白に指摘している。「名」・「法」とともに絶對的、公平的な規範を代表し、政治的道具とされているから、「名」と「法」を「度」「量」「衡」或いは「符」「節」と連用するのもよく見られることになる。このような例は枚挙できないほど多いが、ここでは三例を挙げたい。例えば、『尹文子』大道上篇ではこのように述べている。「故人以度審長短、以量受少多、以衡平輕重、以律均清濁、以名稽虛實、以法定治亂、以簡治煩惑、以易御險難、以萬事皆歸于一、百度皆準于法。歸一者、簡之至。準法者、易之極。如此頑嚚聾瞽、可與察慧聰明、同其治也」（故に人は度を以て長短を審らか

にし、量を以て少多を受け、衡を以て輕重を平らかにし、律を以て清濁を均しくし、名を以て虚實を稽り、法を以て治亂を定む、簡を以て煩惑を制し、易を以て險難を御す。萬事皆一に歸し、百度皆法に準ずる。一に歸する者は、簡の至りなり。法に準ずる者は、易の極なり。此くの如く、頑嚚聾瞽も、察慧聰明と其の治を同じくす可くなり) ¹⁵また、『尹文子』に「四曰平準之法、律度權量是也」とあるように、「律度權量」を「平準之法」つまり法律の一種として認めており、『管子』揆度篇の場合、「權」・「衡」・「規」・「矩」などの自然的基準・規範を直接に「正名」と關連づけている。

桓公曰、事名二、正名五、而天下治。何謂事名二。對曰、天策、陽也。壤策、陰也。此謂事名二。曰、何謂正名五。對曰、權也、衡也、規也、矩也、准也、此謂正名五。……人君失二五者、亡其國、大夫失二五者、亡其勢、民失二五者、亡其家。此國之至機也、謂之國機。

桓公曰わく、事名二、正名五にして、天下治まる。何をか事名二と謂う、と。對えて曰わく、天策は、陽なり。壤策は、陰なり。此れ事名二と謂う、と。曰わく、何をか正名五と謂う、と。對えて曰わく、權なり、衡なり、規なり、矩なり、准なり、此れ正名五と謂う。……人君二五を失えば、其の國を亡い、大夫二五を失えば、其の勢を亡い、民二五を失えば、其の家を亡う。此れ國の至機なり、之れを國機と謂う、と。

従つて、ここで「二五」(事名二、正名五)のことを國家統治上の根本的法則とみても、間違はないであろう。

第二には、統治者の立場から言うと、「名」と「法」は二つの異なる統治手段であり、役割分擔も違つてくる。司馬談「論六家要旨」に見える名家と法家の定義、『尹文子』に見える「名有三科、法有四呈」及び「名以正之、法以齊之」などの説はともにこの點を證明している。

第三には、時には「名」は「法」の前提に立つこともある。「名」は確定で、不變の制度として、あるべき姿とされている。それに對し、「法」は具體的な實施手段とされている。このことは『黃帝四經』と『尹文子』からも證明できる。

要するに、中國の歴史上のある特定の時期において、「名」・「法」はともに現實政治の中で最高且つ最も基本の法則と見なされており、「法」と同様に、

「名」も秩序の形成及び維持に役目を果たしているということである。

二 「名」・「法」連用形成の原因——思想史の視点から

「名」と「法」には類似の機能と役目がある現象に關して、前人がこれまで察知していなかつたというわけではない。例えば梁啓超の『先秦政治思想史』では「實則名與法蓋不可離，故李悝法經、蕭何漢律，皆著名篇。而後世言法者亦號“刑名”」と述べている。¹⁶胡適は『尹文子』に論及した際、「尹文的法理學的大旨祇在於說明“名”與“法”的關係」と言つてゐる。¹⁷汪奠基の『中國邏輯思想史』は「管子的名法思想」を専門に検討する節を設け、¹⁸溫公頤の『先秦邏輯史』でも「名和法」だけを討論する節が設けられている。¹⁹白奚は『稷下學研究』で「以名論法、法爲名用是稷下黃老派形名理論的共同特徵」と指摘している。²⁰高山節也は「法家における形と名」で「法家においては、法をも名に含めて意識されるを示唆するのである」と述べている。²¹谷中信一は「稷下における「道法」思想の形成—『管子』に見える秩序・調和觀を通じて—」で『管子』白心篇の「名正法備、則聖人無事」を検討する際、「名」と「法」がともに秩序と直接相關のある規範であることを指摘している。²²しかしこれらの論述は「名」と「法」を並列して挙げたその時代の特徴と學派の特徴に触れなかつたり、或いは言及したにせよ大まかに述べたに過ぎず、「名」と「法」を並列して挙げる現象を形成する思想史的原因、及び兩者間の關係について深く分析してはいない。また最も重要な問題、即ち、なぜ「名」と「法」を並列して挙げなければならないのか、すでに「法」があったのに、なぜまた「名」に触れなければならないのか、そしてなぜ「法」の一部分の機能が「名」で表されなければならないのかについて、結論を出してこなかつた。

上記例文をまとめてみると、それらの作品は主に道家（黃老思想家）、法家及び名思想を政治に運用する名家の著作からのものであり、また時代から見ても戰國中晚期から漢代初期までに限っているという現象は無視できない。それには必ず歴史的原因があるであろう。これは法思想と名思想がある程度

まで發展してこそ初めて出てきたものであり、同時に君主專制制度の發展の要請に合わせたものであると筆者は思う。一方、君主專制體制に相應する「法」、即ち普遍性、絶對性の意義を有する「法」の誕生も戰國中晚期のことであるのは言うまでもない。前の時代には、「法」という名詞はあるものの、それは「刑罰」として使用されたケースが多く、前述した意義は十分備えていなかった。同様に、「名」という名詞は早くから使われていたが、名稱・名聲・名譽等の意義に過ぎなかった。「名」が「法」と同等な地位にまで昇り、「名」が「法」とともに政治上最も重要な二項目となったのは、戰國中期以後、法思想と名思想とが互いに利用しあい、結び付けられた結果と言えよう。黃老思想は道を最高のものとするが、同時に具體的政治實踐を指導する實用哲學でもあるため、どうしても政治における最とも重要な要素をその理論體系の中に入れなければならない。結局、「道」を體とし、「名」・「法」を用とする思想構造が形成された。このことはもう一つの角度から「名」・「法」兩者が當時の政治に同等の地位を占めていたことを表わしている。

「名」を政治上最も重要な要素として成り立たせるのは、概念・名辭の分析などの「事實判斷」を重んじる典型的名家の發展と關係もあるであろう。周知のように、典型的名家の理論では「名學」(つまり名稱と相關ある概念論)にしても、「辯學」(判斷論)にしても、定義する方式を通して、結論を是非の準則として確定することに努める。荀子はこのような典型的名家が治に無意味な言葉遊びをすることに反対したが、約定された名、君主に政治上認められた「正名」は、實は一種規定性のある規則・準則であることを認可している。そのため、荀子ははつきりと「正名」を「符節度量」と、「法」・「數」と、そして「是非」と關係づけ、こうした「名」を「名約」「名守」と稱する。荀子の「正名」は主に言語と思維の混亂に着目し、「名分」の「正名」とは基本的に無關係である。²³そのため、荀子は少なくとも言語と思維に關する場面において、「正名」を政治上最も大事な地位にまで上げたのである。

荀子の「正名」は主に抽象的思辯に從事し、「弱於德、強於物」、「專決於名」という特徵を有した惠施・鄧析を批判の對象としたのに對し、法家の立

場と一致している。名思想を政治に運用する名家は儒・墨學派が「價值判斷」と相關する「名」を操縦し把握することを許さず、君主が「毀譽・況謂」といった價值判断の「名」を自分の手で掌握する必要があるという點を強調する。前引した『尹文子』の中に見える「名有三科」、及び本章注14で引用した「名」・「分」の別、「名」・「稱」の別に關する二つの文章は正にこのような思想傾向を反映しているではないか、と筆者は考える。

「名」はなぜこのように重視されたのか。それは戰國中期以後のもう一つ重要なテーマ、つまり「名分制度」の確立と密切な關係がある。これはすべての學派で熱心に討論されてきたテーマであり、儒家の『荀子』にしても、法家の『商君書』・『韓非子』にしても、黃老思想の傾向を有する『慎子』・『申子』・『尸子』にしても、或いは出土文獻としての『黃帝四經』の中でも、彼らが名分制度、或いは分業論に基づいた、大同小異の政治理想を伺うことができる。即ち、君臣の間、士・農・商・工の間、さらには賢・愚、能・鄙の間でさえ、みなたがいに侵すことなく、それぞれみずから職を盡くし、整然とした「全治而無闕」（『尹文子』大道上篇）の政治理想を實現するために最も重要なのは、名分制度を確立し、それをみなその規定による正確な位置におらしめることである。名分制度を確立するためにはまずしなければならないのは名を正すことであろう。それ故、『尹文子』は「名正而法順」と言い、下記のように、『商君書』定分篇は、「名」（名分）を確立させるために、法の手段を借りることもあり得ると述べている。

故聖人必爲法令、置官也、置吏也、爲天下師、所以定名分也。名分定、則大詐貞信、民皆懇懃、而各自治也。

故に聖人は必ず法令を爲し、官を置き、吏を置き、天下の師と爲すは、名分を定むる所以なり。名分定まれば、則ち大詐も貞信に、民は皆懇に願い、各々自ら治まるなり。

また、名家の術語と「名實論」の思維方式を借りて發展してきた法家、黃老思想家の「循名責實」説と「形名參同」論も同様である。君主に對して、「名」を把握することが君主の地位を保障する主要手段になる時、「名」に對

する重視はもはや「法」を超えることになるであろう。²⁴

要するに、戦國中期以後になって、「名」は一つの相當に重要なテーマになってきたのである。思想の統一、等級制度と社會分業の完備、また臣下の督責、このような君主專制制度の存亡と關連する問題がいずれも「名」と關係している。當時の人の著作を見て、「名」に言及がないものには、かえつて奇異な印象を覚えてしまう。このような「名」に對しての關心の高さが、名に信じられないほどの高い評價を與えることになった。例えば「名者、聖人所以紀萬物也」(『管子』心術上篇)、「有名則治、無名則亂、治者以其名」(『管子』樞言篇)、「名者、天地之綱、聖人之符」(『群書治要』所收の『申子』)、「名正則治、名喪則亂」(『呂氏春秋』正名篇)、「至治之務、在於正名」(『呂氏春秋』審分篇)などの例が擧げられる。「用一之道、以名爲首。名正物定、名倚物徙」及び「使名自命、令事自定」(『韓非子』揚權篇)を見れば分かるように、「名」の自發的作用に頼れば、君主は「無爲而治」ができるため、君主として當然「名」を寶と見なすことになる。

今日では、戦國中晚期から漢代初期までに表れた「名」に關する奇妙な現象の要因は、實は法治國家形成過程において、規範・準則の役目とその意義を過剰に求め崇拜したから。逆に言えば、それはまさに君主地位が不安定で、法治國家の體制が完備していないということの證明ではなかろうか。そのため、「名」はある程度「法」の機能と役目を代替したと考えられ、「吾聞天下成法、故曰不多、一言而止、循名復一、民无亂紀」(『十六經』成法篇)のような言い方が出てきたのもうなずける。

「名」と「法」を竝列して擧げるのは當時の普通の現象であるが、「名」が「法」より前に置かれることも理解可能な現象であり、この現象は二種類の形態として表れている。一つは『尹文子』「君不可與臣業、臣不可侵君事、上下不相侵與、謂之名正、名正而法順也」(大道上篇)、『呂氏春秋』審分篇「不正其名、不分其職、而數用刑罰、亂莫大焉」のように、名分が確立されることが法が正確に行われる前提であるとする。もう一つは『經法』名理篇で「循名廢理之所之、是必爲福、非必爲災。是非有分、以法斷之。虛靜謹聽、以法

爲符」と述べたように、「名」を審査すること、つまり是非の判断をする活動を先に行い、「法」が一種の行動と措置としてその後に実施され、論理上において、「名」の審査が「法」の実施の前提となっている。ある角度から見れば、「名」から「法」までの過程は即ち君主が審査から決定を経て実施までの一つの有機的なプロセスであると考えられる。

「名」が前「法」が後という思考方式は、典型的名家からの思想影響による可能性がとても大きいと考えられる。それは名家が「辯」を通して是非を確定することを鼓吹しているからである。例えば『墨子』小辯篇に「夫辯者、將以明是非之分、審治亂之紀、明同異之處、察名實之理、處利害、決嫌疑」(夫れ辯は、將に以て是非の分を明らかにし、治亂の紀を審らかにし、同異の處を明らかにし、名實の理を察し、利害を處し、嫌疑を決すべきものなり)とある。即ち「是非之分」「治亂之紀」を形成する前に、充分に辯論する必要がある。晉代の魯勝は「墨辯注序」でも「名者、所以別同異、明是非、道義之門、政化之準繩也」(名なる者は、同異を別ち、是非を明らかにする所以にして、道義の門、政化の準繩なり)と述べている。つまり、「辯」を通して確定された「名」は曖昧性、相対性、隨意性、多變性がなくなり、本質に對しての把握と認められ、公平無私、絶對不變の性質を持っている。後期道家(黄老思想家)、法家、後期名家が、辯論の形式を捨てたのは確かだが、このような「名」を審理し、「名」を察することを通して是非を分別するという思考方式は受け入れたのであろう。なぜなら、彼らが求める規則・準則もこのような客觀性、絶對性・必然性・有效性が必要であるからである。「名」・「法」の兩者ともに前述した性質があることは明らかのことであろう。「名」・「法」が政治的役目において共通する特徴は、司馬談の「論六家要旨」によつてもっとも充分に表わされている。

戦國中晚期から漢代初期までの、即ち絶對君權の政治體制が成長し完備される時、専制君主に奉仕する普遍性・絶對性意義の有する法則・標準のシステムが、「名」と「法」によって共同して實現されたのであろう、と筆者は考える。兩者は機能においてその分擔は異なるが、互いに補完しあい、また

重なるところもある。しかし漢代初期になると、専制君主の絶対權威がすでに確立され、「名」はかつての規則規範體系を促進するという機能は重視されることがなくなり、「名」の思想の登場する出番も日に日に少なくなり、「名」の思想は法思想に取って代わられた或いは收容されたとも言えるだろう。歴史上、戰國中晚期から漢代初期に相似した特殊時期に限り、「名」と「法」が並列して挙げられたり、「名」・「法」連用したりする情況が再び登場する。後漢末年、曹操の唱えた「術兼名法」（『文心雕龍』論說篇）の説の裏には、このような行政システムを改め、規則規範を再構築する政治的背景が見てとれるであろう。

-
- 1 中國古代の「名」思想は、内容から見ると、言語學論理學的意味の「名」と倫理學政治學的意味の「名」の二つに大別することができる。『尹文子』の「命物之名」、「毀譽之名」、「況謂之名」という分類法を借りれば、惠施・公孫龍及び墨辯に代表される「名家」が論じた「名」は基本的にすべて「命物之名」、すなわち言語學論理學的意味の「名」であり、事實判斷と關わっている。一方いわゆる「毀譽之名」・「況謂之名」には明らかに道徳的・倫理的・政治的意味があり、價值判斷と關わっている。こうした「名」は道徳評價の手段であるうえに、操作することのできる政治の道具であり、現實の政治と密接な關係を有している。「正名論」・「名實論」・「形名論」は戰國秦漢時代に盛んに行われた議論として、ほとんどみな二つの筋道、二つの體系を有しており、知識論であると同時に政治學でもあるのである。倫理學政治學的意味の「名」が中國古代思想史に與えた影響の大きさは、言語學論理學的意味の「名」の影響を遙かに超えている。「事實判斷」・「價值判斷」という現在の學術の枠組みを利用して、この二つの思想傾向を表現するしたら、一つは「事實判斷」を重んじる名家で、もう一つは「價值判斷」を重視する名家と言える。詳しくは筆者の博士學位論文『中國古代における「名」の政治思想史』（東京大學、2004年4月）の序説と上編第三章「二種の名家」を参照。
 - 2 正式に發表された論文は、「『尹文子』に見える名思想の研究」（學習院大學東洋文

化研究所編『東洋文化研究』第8號、2006年3月)と「いわゆる『黃帝四經』に見える「名」の研究」(大東文化大學人文科學研究所編『人文科學』第十二號、2007年3月)がある。ご参照されたい。

- 3 「道」の概念はこの段落に出ていないが、實際その裏にはつきりと存在している。例えば「皆原於一」の「一」はすなわち「道」のことであると考えられ、また「不離於宗」、「不離於精」、「不離於眞」に見える「宗」、「精」、「眞」も「道の宗」、「道の精」、「道の眞」であると考えられる。
- 4 王念孫が「正名自治之、奇身名廢」は「正名自治、奇名自廢」の誤りであると指摘している。『讀書雜誌』(江蘇古籍出版社、2000年9月)第470頁を参照。
- 5 『管子』四篇(心術上・心術下・白心・内業)に見える「名」の思想について、筆者の博士學位論文『中國古代における「名」の政治思想史』(前掲)下編第三章で詳しく検討している。
- 6 上文の「安」・「姦」の韻をなすところから、「澤」を「殫」の誤りとする郭沫若・聞一多・許維遹編『管子集校』(科學出版社、1956年。『郭沫若全集』歴史編第七卷、人民出版社、1984年)の説に従い、「澤」を「殫」に改める。
- 7 『禮記』王制篇に「析言破律、亂名改作、執左道以亂政、殺」とある。ここでの「名」も法律に関する言語表現であると考えられる。
- 8 『群書治要』三十六の引く文章に「可分……未定」の十一字がある。よってここに補っておく。
- 9 『馬王堆漢墓帛書老子甲本卷後古逸書』九主篇の釋文は渡邊賢が作った譯注を参照した。中國出土資料研究會編『中國出土資料研究』創刊號(1997年3月發行)。
- 10 筆者の博士學位論文『中國古代における「名」の政治思想史』(前掲)第四章のほか、拙稿「いわゆる『黃帝四經』に見える「名」の研究」(前掲、第198~203頁)も考察している。
- 11 津田左右吉『道家の思想と其の展開』(岩波書店、1939年11月)、第255頁。
- 12 名思想を政治に運用する名家と區別するため、筆者は惠施・公孫龍及び墨辯に代表される名家を典型的名家と稱する。
- 13 筆者の博士學位論文『中國古代における「名」の政治思想史』(前掲)第五章、「尹

文子』に見える名思想の研究」（前掲）を参照。

14 『尹文子』に見える「名」と「分」の分別或いは「名」と「稱」の分別は、「名」と「法」に對應することができると筆者は思う。以下の二つの文は、對象に與える「名」（例えば「賢不肖善惡之名」）と、「名」に相應する政治行動（例えば「親疏賞罰之稱」）を嚴格に區別すべきで、すべてが「我」即ち「君主」によって操縱し把握されなければならないことを示している。「賢不肖善惡之名」を臣下に賦與するのと同時に、「親疏賞罰之稱」即ち「法」に類似する動作を行う。從って、「名」の賦與權と「法」の執行權はすべて君主の獨斷によらねばならず、輕々に譲ることはできない、ということを言っているであろう。

名宜屬彼、分宜屬我。我愛白而憎黑、韻商而舍徵、好臘而惡焦、嗜甘而逆苦。白黑、商徵、臘焦、甘苦、彼之名也。愛憎、韻舍、好惡、嗜逆、我之分也。定此名分、則萬事不亂也。（大道上篇）

名稱者、別彼此而檢虛實者也。自古至今、莫不用此而得、用彼而失。失者、由名分混。得者、由名分察。今親賢而疎不肖、賞善而罰惡。賢不肖善惡之名宜在彼、親疏賞罰之稱宜屬我、我之與彼、各（或作「又」、據伍非百本改）復一名、名之察者也。名賢不肖爲親疎、名善惡爲賞罰。合彼我之一稱而不別之、名之混者也。故曰、名稱者、不可不察也。（大道上篇）

詳しくは筆者の博士學位論文『中國古代における「名」の政治思想史』（前掲）第五章、「『尹文子』に見える名思想の研究」（前掲）を参照。

15 「以簡治煩惑」について、原文は「治」を作るが、道藏本と『群書治要』では「制」を作るとの錢熙祚の指摘により改めた。「以萬事皆歸于一」について、「萬事」の上の「以」は衍字である錢熙祚の指摘に従って削除する。

16 梁啓超『先秦政治思想史』（東方出版社、1996年3月）、第172頁。

17 胡適『中國哲學史大綱』（東方出版社、1996年3月）、第312頁。

18 汪奠基『中國邏輯思想史』（上海人民出版社、1979年9月）、第184～187頁。

19 溫公頤『先秦邏輯史』（上海人民出版社、1983年5月）、第260～264頁。

20 白奚『稷下學研究』（三聯書店、1998年9月）、第208頁。

21 高山節也「法家における形と名」（佐賀大學教育學部研究論文集（第28集第1號）、1980年7月）、第173頁。

22 谷中信一「稷下における「道法」思想の形成—『管子』に見える秩序・調和觀を通じて—」（日本女子大學紀要・文學部四八、1999年3月）、第39頁。

23 筆者の博士學位論文『中國古代における「名」の政治思想史』(前掲) 下編第二章
「『荀子』正名篇の研究」を参照。

24 道家(黃老思想家)が「名」を強調するのはもう一つの理由がある。つまり「法」の必然性を強調し、その性質は強制と無条件の遵守である。それに對し、「名」の「物」に對する規制は一種の自發的行為であり、人の行為を約束する役割は「禮」に近く、道家の無爲の主旨に合っている、と筆者は考える。